桶川市介護保険
住宅改修の手引き

桶川市健康推進部高齢介護課

令和６年１月作成

令和７年１月改訂

目次

1　はじめに　……1

2　支給要件　……2

3　給付対象となる工事　……3

4　支給限度基準額　……8

5　支給方法　……8

6　申請手続き　……9

7　注意事項　……１３

8　参考法令（抜粋）　……１４

１　はじめに

介護保険法では、その第２条において「**保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。**」とされています。

介護保険制度における住宅改修においても、上記理念に基づき、利用者の心身の状態や日常生活等の状況を考慮し、個々人にあったサービス提供が行われることが必要です。

この手引きは、住宅改修が適切かつ効果的に行われ、給付が円滑に行われることを目的として作成しています。住宅改修を行う際は、本手引きに記載されている内容を参考にしていただき、手続きを行っていただきますようご協力をお願いします。

２　支給要件

次の（１）～（６）の全てに該当すること。

（１）要介護（要支援）認定を受けていること。※１
（２）住宅改修の対象となる住宅の住所が、介護保険被保険者証に記載されている住所であること。
（３）本人が在宅であること※２
（４）介護保険の対象となる工事であること。※３
（５）住宅改修の着工前に、住宅改修の事前申請を行い、承認を受けていること。※４
（６）新築や増改築に伴う工事でないこと。※５

〔注意点〕

※１　介護認定申請中や区分変更申請中の方であっても、事前申請は可能ですが、事後申請（完了報告）は要介護（要支援）認定が下りてからとなります。認定結果が非該当であった場合、支給要件を満たさないため、全額自己負担となります。

※２　入院・入所中の方であっても、退院・退所後の生活に備え住宅改修が必要な場合は、事前申請を行うことができますが、事後申請（完了報告）は退院・退所後（一時帰宅は含まず）となります。また、退院・退所が出来なくなる等、住宅改修で設置したものを利用できなくなった場合、支給要件を満たさないため、全額自己負担となります。

※３　「３　給付対象となる工事」を参照してください。

※４　介護保険法施行規則第 75 条において、住宅改修費の支給を受けるためには、あらかじめ事前申請を行い、その後に事後申請を行わなければならないとされています。

　例外として「やむを得ない事情」がある場合、事前申請を省略することができますが、「やむを得ない事情」とは、入院・入所中のものが退院・退所後の生活を行うため急いで改修を行わなければならない場合が想定されています。この場合、支給要件の（４）に該当するかどうか保険者が確認できない（事前承認が行われない）まま着工することになるため、住宅改修の内容が支給要件を満たさなかった場合、全額自己負担となりますので、可能な限り事前申請を行ってください。

※５　増改築に合わせて既存部分の住宅改修を行う場合、対象となる場合があります。この場合、各申請時に増改築部分と住宅改修対象部分を明確に分ける必要があります。対象となるか否かについては、市に相談してください。

３　給付対象となる工事

介護保険の対象となる工事は、次の６種類となります。

（１）手すりの取付け
（２）段差の解消
（３）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
（４）引き戸等への扉の取替え
（５）洋式便器等への便器の取替え
（６）その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

（１）手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するもので、手すりの形状は、二段式・縦付け・横付け等適切なものとされています。

〔事例〕

○　給付対象となるもの	×　給付対象とならないもの
○　居室内の手すり （廊下、トイレ、浴室、玄関、階段等） ○　敷地内の手すり （玄関ポーチ、道路までの通路等） ○　手すりの付け替え、移設 （身体状況に合っていない場合）	×　福祉用具貸与の対象となる手すり ×　敷地外の手すり ×　扉等の固定されていない家具への手すりの設置 ×　既存手すりの老朽化による取替え ×　集合住宅の共用部分の手すり

〔注意事項〕

○両手すりの設置

住宅改修は、本来個人の資産形成につながらない小規模なものであることから、通常は片手すりを設置することとしていますが、片側麻痺（まひ）等、身体状況により両手すりを設置しなければならない場合、理由書においてその必要性を明記してください。

○跳ね上げ、着脱式手すりの設置

可動部分を原因とする事故や故障が起こる可能性があるため、通常は認めていませんが、跳ね上げ式でないと部屋への出入りが制限される、通路が使えなくなる等の理由がある場合、例外的に認めています。

（２）段差の解消

廊下、便所、浴室、玄関等の各部屋間の床の段差や、玄関から道路までの通路等の段差または傾斜を解消するもので、具体的には、敷居の撤去、スロープの設置、浴室の床のかさ上げ等が想定されています。

〔事例〕

○　給付対象となるもの	×　給付対象とならないもの
○　敷居の撤去 ○　スロープの設置工事 ○　浴室や廊下等の床のかさ上げ ○　浴槽の取替え （またぎ高さ、浴槽深さ、浴室床と浴槽底の高低差が軽減される場合） ○　段差の段数を増やして段の高さを解消する工事	×　工事を伴わないスロープや浴室内すのこ、踏み台の設置 ×　昇降機等、動力により段差を解消する機器を設置する工事 ×　ウッドデッキ等の設置 （ベランダの増設にあたるため、原則不可） ×　段差解消を伴わない階段踏み面の拡張

〔注意事項〕

○段差解消全般

工事前、工事後でどのように高さが変わったか明確に分かるよう写真を撮ってください。段差解消がどのように、どの程度行われたのか確認できない場合、給付対象外となる可能性があります。

○床のかさ上げ

敷居撤去やスロープの設置、浴室すのこの設置等で対応できない場合に限り、給付対象となります。（個人の資産形成につながる恐れがあることから）

○床のかさ上げの必要部分について

床のかさ上げや床材変更を行う場合、移動に必要でない部分（＝利用しない範囲）については給付対象外となりますので、利用可能な部分の面積のみ算出してください。（例：冷蔵庫、箪笥（たんす）、靴箱等）

○浴槽の取替え

福祉用具の活用等で対応が出来ない場合に限り給付対象となりますので、必要性を理由書に記載してください。

○ユニットバスの設置

段差解消、床材の変更、扉の変更で対象となるユニットバスの設置については、全体の工事費に対し、対象部分（浴槽・床面・扉）のみの工事費が算出あるいは適切に按分（あんぶん）されている場合、給付対象となります。

（３）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷きからフローリング材、浴室においては滑りにくいもの、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されています。

〔事例〕

○　給付対象となるもの	×　給付対象とならないもの
○　畳から板製床材、ビニール製床材等への変更 ○　浴室床材を滑りにくい床材に変更 ○　屋外通路を滑りにくい舗装材に変更 ○　階段等への滑り止め材の固定設置	×　老朽化及び破損による床材の張替え ×　同じ材質への床材の張り替え ×　転倒時のけが防止を目的とする柔らかい床材への変更 ×　取り外せたり、容易にはがれたりする滑り止め材の設置

〔注意事項〕

○滑りにくい床材について

フローリングであっても滑りやすいものがあることから、事前申請において滑りにくい床材であることが記載されたカタログを添付してください。

○床材変更の必要部分について

床のかさ上げや床材変更を行う場合、移動に必要でない部分（＝利用しない範囲）については給付対象外となりますので、利用可能な部分の面積のみ算出してください。（例：冷蔵庫、箪笥（たんす）、靴箱等）

○ユニットバスの設置

段差解消、床材の変更、扉の変更で対象となるユニットバスの設置については、全体の工事費に対し、対象部分（浴槽・床面・扉）のみの工事費が算出あるいは適切に按分（あんぶん）されている場合、給付対象となります。

（4）引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り換えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置は対象外となります。

〔事例〕

○　給付対象となるもの	×　給付対象とならないもの
○　開き戸から、引き戸・折り戸・アコーディオンカーテン等への取替え ○　ドアノブの変更 ○　戸車、レールの設置、取替え ○　扉の撤去 ○　門扉の引き戸・折り戸等への取替え ○　右開きから左開きへの変更	×　老朽化及び破損による取替え ×　本人が使用しない扉の取替え等 ×　引き戸等の新設 ×　間口の拡大 ×　自動ドアにする際の動力関係部分

〔注意事項〕

○間口の拡大

単に狭い等の理由での間口の拡大であれば給付対象外ですが、車いすや歩行器が通れない等のやむを得ない理由がある場合は給付対象となります。

（5）洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への取り換えや、既存の便器の位置や向きを変更することが想定されています。

〔事例〕

○　給付対象となるもの	×　給付対象とならないもの
○　和式便器から洋式便器への取替え ○　既存便器のかさ上げ ○　既存便器の位置や向きの変更	×　洋式便器から洋式便器への取替え ×　補高便座によるかさ上げ

〔注意事項〕

○洗浄機能等の付加機能のついた便器への取替え

和式便器から洋式便器への取替えであれば、洗浄機能等がついていても給付対象となるが、これ以外の場合（洋式便器から洗浄機能付き洋式便器へ取替え等）については、給付対象外となります。

（6）その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

（1）～（5）の住宅改修に付帯して必要になる工事があり、給付対象となるものが明確に示されています。

〔事例〕

○　給付対象となるもの	×　給付対象とならないもの
○　手すりの取付けのための壁の下地補強 ○　浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落・脱輪防止を目的とする柵（さく）や立ち上がりの設置 ○　床材の変更のための下地の補修や、根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備 ○　扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 ○　便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更	×　左記以外のもの

〔注意事項〕

○給付対象となる付帯工事

付帯工事として認められているものは上記のとおりですが、住宅改修は多様な居宅の状況によってその必要な工事内容が変わることから、個別具体的な事例が網羅されているわけではありません。そのため、付帯工事として上記給付対象に含まれるか判断に迷う内容であれば、直接市にご相談ください。

４　支給限度基準額

要介護状態区分に関わらず、支給限度基準額は２０万円となります。

（例：負担割合１割の方……公費負担上限１８万円、自己負担額２万円
　　〃　２割の方……公費負担上限１６万円、自己負担額４万円
　　〃　３割の方……公費負担上限１４万円、自己負担額６万円）

介護保険で支給される給付額は、２０万円までの範囲内であれば、複数回に分けて利用することができます。複数回利用する場合、２回目以降の支給限度基準額は２０万円から前回の改修費用を引いた残額となります。

（例：１回目の工事が１５万円……２回目の工事における支給限度額は５万円）

○例外的に再度２０万円の改修費用まで利用できるケース

・要介護状態区分が３段階以上上がった場合

（例：１回目の住宅改修が要介護１の時点に行われたもので、その後要介護度が４以上に上がった場合、再度２０万円を上限とした住宅改修が可能となる）

・引っ越しをした場合

（例：Ａ宅で２０万円の住宅改修を行った後にＢ宅に引っ越した場合、再度２０万円を上限とした住宅改修が可能となる。ただし、再度Ａ宅に戻った場合、Ａ宅で２０万円の住宅改修費を行ったため、再度の利用は出来ません）

５　支給方法

住宅改修費の支給方法は、償還払いと受領委任払いがあります。

○償還払い

被保険者が住宅改修業者へ費用の全額を支払い、その後市に対して事後申請を行うことで、市が被保険者へ保険給付相当額（介護保険対象額の７、８、９割）を支給する支払方法。

○受領委任払い

被保険者が住宅改修業者へ自己負担額（介護保険対象額の１、２、３割＋介護保険対象外の工事費）を支払い、その後保険給付相当額（介護保険対象額の７、８、９割）を被保険者に代わり事業者に支給する支払方法。

※ただし、下記要件に該当する場合は受領委任払いの利用が出来ません。

・住宅改修費の支払い方法について、住宅改修事業者の了解が得られない場合

６　申請手続き

（１）　ケアマネジャーに相談

▼

（２）　施工事業者の選択・見積依頼

▼

（３）　市へ事前申請を提出

▼

（４）　確認・審査・事前承認通知の送付

▼

（５）　工事の実施・完了・支払

▼

（６）　市へ事後申請（完了報告）を提出

▼

（７）　住宅改修費の支給

（１）ケアマネジャーに相談

住宅改修の内容や規模、範囲についてケアマネジャーと相談します。近年ケアマネジャーが住宅改修を知らず、予定していた住宅改修を行うことが出来なくなったという事例がありましたので、**必ずケアマネジャーと打ち合わせを行ってください。**

（２）施工事業者の選択・見積依頼

被保険者は住宅改修事業者を選択し、見積りを依頼します。

住宅改修は、居宅サービス等のような他の介護サービスと異なり、公定価格が設定されておらず、同じ内容の工事でも住宅改修事業者によって価格が大きく異なることがあります。

このことから、国では住宅改修に係る工事費用の適正化のため、介護支援専門員（ケアマネジャー）及び地域包括支援センターの担当職員に対し、複数の住宅改修事業者から見積りを取ることの必要性について被保険者に説明することを平成30年より義務化しています。

ただし、事前申請時において複数の見積書を全て提出する必要はなく、最終的に施工することとなる一社の見積書のみで構いません。

（３）市へ事前申請を提出

市に住宅改修の事前申請を提出してください。手続きについては、本人が行うほか、ケアマネジャーや住宅改修事業者が手続きを代行することも可能です。

申請の際は次ページに記載している書類を提出してください。

１．住宅改修事前承認申請書

※事前審査には１０営業日程度をいただいていますので、着工予定日や完了予定日は余裕をもって設定してください。

２．住宅改修が必要な理由書

※介護支援専門員、地域包括支援センターの職員、作業療法士、理学療法士、社会福祉士、福祉住環境コーディネーター検定試験２級以上の有資格者のいずれかに該当する者が作成したもの。

※日常生活動作がどのように困難であるのか、住宅改修によってどのように変える予定であるのか、他の手段はなかったか（十分に改修内容を検討したか）を具体的に記述してください。

※氏名や年齢等の基本情報欄が間違っていることが非常に多い（凡そ申請の２分の１以上に間違いがある）ため、申請前に内容を十分に確認してください。

３．住宅改修費見積書・内訳書

※宛名（被保険者氏名）、社印または代表者印の押印、日付を入れてください。

４．住宅改修完成予定写真・図面

※写真は改修部分の状態やその周辺が載るようなものを添付してください。

※改修予定の箇所が分かるように、手すり取付け位置をテープ等で明確にする、扉取替え予定図をサインペン等で書き込むなどしてください。

※写真には撮影日を入れてください。あまりに古い撮影日のものは不可。

（例：撮影日の入るカメラで撮る、撮影日の記載された紙や黒板を写真に写しこむ、等）

なお、後から日付を入れているものは事前・事後が判別出来ないため、原則不可とします。

（例：ＰＣで日付を入れる、写真に日付を記載した紙を貼る、
写真の外側に日付を記載する、等）

※コロナ禍以降、感染予防の観点から審査の際に住宅を訪問することを控え、可能な限り写真の確認で対応しています。撮影日に疑義がある場合、自宅訪問での確認を行う必要がありますので、ご協力ください。

※誰の改修工事か分かるよう、被保険者の氏名を空欄等に記載してください。

５－１．住宅改修の承諾書

※住宅の所有者が本人以外の場合のみ必要です。自署＋押印が必要です。

５－２．相続人代表指定届・住宅改修の承諾書

※住宅所有者が既に死亡しており、建物登記事項の変更が行われていない場合のみ必要です。自署＋押印が必要です。

６．その他市が必要と認める書類

※床材変更の際における床材料のカタログや、段差変更で浴槽を取替える際における高低差確認用としての浴槽のカタログ等、改修内容に応じて必要となります。

（４）確認・審査・事前承認通知の送付

事前申請の審査を行い、承認後に「事前承認通知書」を被保険者宛に送付します。

介護保険法第２３条、第４５条並びに５７条に基づき、審査に必要な場合、書類の補正や追加を依頼することがありますので、ご協力ください。

また、事前承認通知には条件が付されている場合がありますので、ご注意ください。（例：ただし、被保険者が退院し、利用可能な状態となることを条件とする、等）

（５）工事の実施・完了・支払

事前承認通知書の内容を確認したのちに着工を行ってください。

完了後の支払いについては、住宅改修事業者と事前に相談し、償還払い又は受領委任払いにて住宅事業者にお支払いください。

なお、**原則として事前審査時の内容と工事内容が異なる場合は保険給付の対象外**となります。何らかの理由で工事内容が変更になる場合は、**必ず変更箇所の着工前にケアマネジャー及び市に相談してください**。「より安くなる」「より効果的になる」といった被保険者に利のある内容であっても、住宅改修費支給のためにはその必要性を市が事前に判断する必要がある（介護保険法第４５条並びに５７条）ことから、現場判断で進めることのないようご注意ください。

（６）市へ事後申請（完了報告）を提出

市に住宅改修の事後申請（完了報告）を提出してください。手続きについては、本人が行うほか、ケアマネジャーや住宅改修事業者が手続きを代行することも可能です。

申請の際は次ページに記載している書類を提出してください。

１．住宅改修完了報告書
※償還払いと受領委任払いで様式が違いますので、いずれか必要な方を提出してください。

２．領収書（原本）
※原本が提出出来ない場合は、コピーをご提出ください。その際、原本を窓口にて確認させていただきます。コピーのみの提出は不可。

３．住宅改修費請求書・積算内訳書
※見積書と変更がない場合は、見積書のコピーでも可。
※見積書同様、宛名、社印、日付等の記載があるか注意してください。

４．改修前・改修後の写真
※主な注意点については、事前申請時と同様になります。
※段差解消や滑り止めで踏み台や滑り止めマットを設置した場合、ネジ等で固定されていることが分かるような写真を添付してください。
※事後の写真のみならず、事前の写真もご提出ください。
（前後の比較を行うため）

５．委任状　※償還払いで本人以外の口座へ振込を希望する場合のみ必要です。

６．その他市が必要と認める書類
※床材変更の際における床材料のカタログや、段差変更で浴槽を取替える際における高低差確認用としての浴槽のカタログ等、改修内容に応じて必要となります。

（７）住宅改修費の支給

毎月５日までに完了報告書を提出いただくことで、当月２０日（祝祭日で前後する場合があります）に支給します。受領委任払の申請の場合は、住宅改修事業者に支給します。

支給内容については、結果通知を被保険者様宛てに郵送いたします。

７　注意事項

○住宅改修を行うにあたって

住宅改修は通常のリフォームとは異なり、個人の資産形成を目的としない公費による小規模な改修です。近年、本当に必要でないにも関わらず、被保険者に対し住宅改修を積極的に勧める事業者が増えています。２０２２年には大阪市で不要な住宅改修を行い、給付費を搾取したとして詐欺の疑いで住宅リフォーム業者が逮捕されたことが報道されました。

住宅改修は介護の段階が上がる、引っ越しをする等の例外を除き、一生で２０万円が支給上限となっています。本当に必要な時・必要な箇所に設置できるよう、ケアマネジャーとよく相談し、住宅改修を行ってください。

○住宅改修の必要性について

介護保険法第４５条並びに５７条において、住宅改修費の支給は「市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする」とされており、判断基準は各保険者に委ねられています。また、住宅改修は利用者の身体状況や住宅の状況等、個々の事情を勘案し個別に判断するもので、一律に給付がなされるものではないことから、「他市では認められた」「国や県が良いと言っている」等の主張は認められませんので、ご了承ください。

○事前申請時の着工予定日・完了予定日について

桶川市では、事前審査に１０営業日程度いただいており、着工予定日や完了予定日もこれを考慮したうえで設定していただいています。近年「早くつけてあげたい」「利用者が望んでいるから早く」等のお声とともに、申請日から着工日まで数日程度しかない申請書が見受けられますが、住宅改修費の支給は公金である以上、十分な審査を行う必要があり、時間を要することから、ご希望の工事日程に添えないことがあります。

８　参考法令（抜粋）

○介護保険法

第二条

介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。

3　第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4　第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

第二十三条

市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者若しくは保険給付に係る第四十五条第一項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者（第二十四条の二第一項第一号において「照会等対象者」という。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

第二十四条

厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等（居宅介護住宅改修費の支給及び介護予防住宅改修費の支給を除く。次項及び第二百八条において同じ。）に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

3　前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第四十五条　（第五十七条もほぼ同様の内容〈要支援の方の住宅改修〉）

2　居宅介護住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

8　市町村長は、居宅介護住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者（以下この項において「住宅改修を行う者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

9　第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

○介護保険法施行規則

第七十四条　（第九十三条もほぼ同様の内容〈要支援の方の住宅改修〉）

居宅介護住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要介護被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。

第七十五条　（第九十四条もほぼ同様の内容）

居宅介護住宅改修費の支給を受けようとする居宅要介護被保険者は、住宅改修（法第四十五条第一項に規定する住宅改修をいう。以下同じ。）を行おうとするときには、あらかじめ、第一号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出し、住宅改修が完了した後に第五号から第七号までに掲げる書類を提出しなければならない。

一　当該申請に係る住宅改修の内容、箇所及び規模並びに当該住宅改修を施工する者の氏名又は名称

二　当該申請に係る住宅改修に要する費用の見積り及びその着工予定の年月日

三　介護支援専門員その他居宅要介護被保険者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者が作成する書類であって、当該申請に係る住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの

四　当該申請に係る住宅改修の予定の状態が確認できるもの

五　当該申請に係る住宅改修に要した費用並びにその着工及び完成の年月日

六　当該申請に係る住宅改修に要した費用に係る領収証

七　当該申請に係る住宅改修の完了後の状態を確認できる書類等

2　前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、住宅改修が完了した後に同項第一号及び第三号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出することができる。

（※注釈　「やむを得ない事情がある場合」とは、入院又は入所者が退院又は退所後に住宅での生活を行うため、あらかじめ住宅改修に着工する必要がある場合等、住宅改修を行おうとするときに申請を行うことが制度上困難な場合をいう）

3　住宅改修を行った住宅の所有者が当該居宅要介護被保険者でない場合には、第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書又は書類に、当該住宅の所有者が当該住宅改修について承諾したことが確認できる書類を添付しなければならない。